

(3) 公務上の疾病の認定

疾病の場合は、公務遂行性はあまり問題とされず、公務起因性に重点が置かれます。

したがって、その発病が公務遂行中であるか否かによっては認定されず、公務遂行中に発病しても、その発病自体が公務に起因していることが医学的に明らかに認められない限り、公務上とはなりません。また、逆に自宅において発病した場合でも公務起因性が認められれば、公務上と認定されることとなりますので、医学的判断としての公務起因性のいかんによって専ら認定が左右されることになります。

疾病は、次に掲げるものに限って認定することになっています。

① 公務上の負傷に起因する疾病

公務上の負傷の後に発生した疾病は、その負傷と疾病との間に医学的経験則上相当因果関係が認められる限り公務上となります。負傷によって発生する疾病（例 … 外傷性助膜炎）だけでなく、公務上の負傷による疾病に続発する疾病（例 … 外傷性敗血症からの脳膜炎）も含まれます。打撲も負傷と同様に考えられ、打撲、捻挫等の後に発生した腰痛もこれに該当します。被災職員が既に疾病の素因を有していた場合又は発病していた場合でも、公務上の負傷に起因して発病の時期を著しく早めた場合や症状を著しく増悪させた場合等は公務上となります。

ただし、負傷とほぼ同時期に発生した疾病や負傷の診察時に発見された疾病であっても、負傷と疾病の間に因果関係が認められない場合は公務上とはなりません。

② 職業病

職業病は、医学経験則上公務に伴う所定の有害因子との因果関係が明らかな疾病であり、所定の有害因子にさらされる公務に従事し、有害因子に伴う一定の症状を呈したときは、特に反証のない限り公務上となります。

有害因子にさらされる公務とは、次のようなものをいいます。

- 物理的因素（紫外線、レーザー光線、高圧、低圧、高熱、低温、騒音等）にさらされる業務
- 身体の過度の負担のかかる作業態様の業務（重激な業務、重量物を取り扱う業務、チェーンソー、ブッシュクリーナー等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務、タイプ等上肢に過度の負担のかかる業務）
- 一定の化学物質にさらされる業務
- 粉じんを飛散する場所における業務
- 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務
- がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務

③ その他公務に起因することが明らかな疾病

上記①、②以外の疾病で公務に起因することが明らかな疾病は公務上となります。

これに該当する疾病には次のようなものがあります。

- ア 伝染病又は風土病に罹患するおそれのある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病
- イ 健康管理上の必要により任命権者がとった措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病
- ウ 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病

エ 次ぎ掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの

　・所属部局が専用の交通機関を職員の通勤の用に供している場合において、当該通勤の途上にあるとき

　・勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合

　・休息時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合

オ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病

カ 所属部局の提供した飲食物による食中毒

キ 有害因子にさらされる所定の業務に従事したため発生したことが明らかな疾病及びこれに付随する疾病（職業病を除く。）

ク アからキまでに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病

　なお、クに該当する場合は、個々の疾病について公務に起因するものであるとの積極的な証明が必要とされます。

　これに該当すると認められる疾病的事例としては、脳疾患、心臓疾患及び腰痛症等があります。これらの疾病的うち脳疾患及び心臓疾患については、発病時における公務が被災職員の肉体的精神的過度の負担を短時間内に急激にもたらしたと認められ、かつ、被災職員の素因を著しく増悪させたと認められる場合や発病前に相当長時間通常の勤務と異なった特別の勤務状態におかれ、それが客観的にみて激務であると認められ、かつ、被災職員の素因を著しく増悪させたと認められる場合等には公務上とされます。

　また、腰痛症については、通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が公務遂行中に突発的なできごととして生じたことが明らかであり、かつ、この力が腰痛を発生させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたことが医学的に認められる場合、公務上とされます。